

令和2年市議会6月定例会

所 信 表 明

令和2年6月4日

令和2年市議会6月定例会所信表明

- 令和2年市議会6月定例会の開催にあたりまして、当面する諸課題につきまして、ご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 世界に大きな混乱と恐怖をもたらした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックには未だ歯止めがかからず、世界中の研究者の努力にも関わらず現時点では有効な治療薬もワクチンも開発されておらず、今後の先行きが見通せない状態がつづいております。

WHOの6月2日時点の発表では、全世界における感染者の累計は6,218,724人、死亡者の累計は374,527人です。また、6月1日現在の日本における感染者の累計は16,930人、死亡者の累計は894人です。

世界中で今も、この未知のウイルスと闘病をされておられる皆さまに、心からお見舞いを申し上げ、一日も早いご回復をお祈りさせていただくとともに、残念ながらお亡くなりになられた方々のご冥福を、心よりお祈りさせていただきます。

- ご案内のとおり、我が国では本年3月下旬以降の国内における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、政府は4月7日に東京都など7都府県に対し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言を発令しました。4月16日には

対象範囲を全国47都道府県に拡大し、更に5月4日には当初5月6日までとしていた宣言の発令期間を5月31日まで延長したところでもあります。しかしながらその後、5月の上旬から地域によっては新たな感染者が一定期間確認されないなどの効果がみられるようになったことから、政府は5月14日に39県に対し宣言を解除し、その後21日には大阪府など関西の3府県を解除、最後まで残った東京都等1都3県ならびに北海道についても国の定めた基準を概ねクリアしたことから、5月25日をもって全面解除したところです。

当市といたしましても、これまで、緊急事態宣言の発令される以前から、政府の緊急な休校要請に基づき3月2日より東京都の方針等も踏まえ、小中学校の休校をはじめ、公共施設等の休館、一部事業の休止、市主催イベント等の中止、一部駅前のベンチ等の封鎖などを順次実施するとともに、市民の皆さまには不要不急の外出の自粛をはじめ、保育所・児童クラブ等へのお子さんの登所の自粛、こまめな手洗いやマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、「3密」を避ける行動などを繰り返しお願いしてまいりました。

お陰様で、大型連休中も含め3月2日からの一斉休校から緊急事態宣言の発令期間中には、大きな混乱や市内での集団感染等も発生することもなく、こうして緊急事態宣言の解除を迎えることができましたことに、先ずもって、市民の皆さまの深いご理解とご協力に心から感謝を申し上げる次第です。

また、緊急事態宣言の発令期間中も、高い感染のリスクに曝されながら市民の命を守り市民生活を支えるために、最前線でご尽

力いただいた医師、看護師等の医療従事者をはじめ、ヘルパー等の介護職の皆さん、保育士や児童クラブ厚生員、障害者施設の職員、スーパーの従業員等の物流従事者、金融機関の従業員、そして警察・消防・当市の職員など、多くのエッセンシャル・ワーカーの皆さんの献身的なご尽力に、15万市民を代表し心より敬意と感謝を申し上げます。

特に、本市には医療施設や介護施設、障害者施設が多く、こうした施設での集団感染が懸念されるところでありますが、これまでのところ市内のこれらの施設において、施設利用者や職員が感染したという報告を受けておりませんことから、それぞれの機関・施設において細心の注意を払って感染対策を講じていただいているものと、重ねて感謝を申し上げます。

なお、東村山市では、昨日までに13名の方々の感染が報告されておりますが、5月13日に既に感染は確認されながら住所地が確定していなかった方3名の方の追加があった以降は新たな感染者の報告は無く、市民の皆さまのご理解とご協力、各施設の職員のご尽力により、今のところ市内での感染状況は落ち着いているものと思われまます。

しかしながら、緊急事態宣言は解除されても新型コロナウイルスが消滅したわけではありません。東京都内では6月2日には新たな感染者が34名確認され、都は「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼び掛けております。

「東京アラート」発動の目安となるのは、新たな感染者数が1週間平均で1日20名以上、感染経路不明の割合が50パーセント以上、1週間の新規感染者数が前の週を超えることとなっております。

り、引き続き予断を許さない状況でございますが、これからは「アフター緊急事態宣言解除」という新たなフェーズに入り、今後は第二波、第三波に備えつつ、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら、大きく傷んだ地域経済を立て直し、この間停滞してきた教育・文化・スポーツをはじめとする市民の皆さまの様々な社会経済活動・コミュニティ活動等を活性化していくことが、市政の最大の課題となります。

平成19年5月の市長就任以来、私は市長として就任直後の財政危機からリーマンショック、東日本大震災、毎年のように東京を襲う台風等、幾多の危機に直面してまいりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症のパンデミックは未だ経験したことのない、私にとっても最大級の危機ではないかと感じております。

非常に難しい課題ではありますが、この難局を渡部市政の正念場としっかり受け止め、「距離を保ちつつ、心を繋ぐ」ことをウイズコロナ時代のまちづくりの基本に据え、引き続き議員各位ならびに市民の皆さま、そして各機関や施設でご尽力いただいているエッセンシャル・ワーカーの皆さまと英知と力を合わせ、市民への感染症の拡大防止と市民の自由な社会経済活動の両立を図り、ウイズコロナの時代にあっても第5次総合計画が目指す将来都市像「みどり にぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる東村山」の実現に全力で取り組んでいく決意であります。

- それでは、当市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取り組みにつきまして、これまで市議会の全員協議会や代表者会議等で議員各位には適宜ご報告してまいりましたが、あらためて

令和2年3月定例会以降の動きについて順次ご報告を申し上げます。

- はじめに、当市の新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制の整備に向けての検討状況と医療体制の強化支援等についてご報告申し上げます。

3月4日には東村山市医師会の会長はじめ幹部役員の先生方と連絡会議を持たせていただき、市内の医療体制の現状について報告をいただくとともに、市の備蓄しているマスクについて外来の患者用に貸与の要請をいただきました。こちらについては既にマスク5,000枚を貸与させていただいたところです。

また、4月22日には東京都医師会の指示により独自にPCR検査施設の設置を模索されていた医師会長と協議を行い、N95マスクや防護衣、フェイスシールド等専用の医療衛生品の確保、設置場所の選定、多数の新たな陽性者が判明した場合の安全な受け入れ先の確保等、PCR検査施設の設置に当たっては多くの課題があることを確認しました。

その後、私としましては先ずは保健所の設置者である東京都に多摩小平保健所管内5市におけるPCR検査体制の強化、陽性者の受け入れ先の確保等を要請することが必要と判断し、多摩小平保健所管内5市の連携を強化すること等を目的に「多摩小平保健所管内5市新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会」の立ち上げを4市の市長に提案し、早急に5市の担当課長の会議の開催を呼びかけさせていただきました。

5月1日に第1回の担当課長会議が開催され、連絡協議会が正

式に立ち上がり、私が連絡協議会の会長を務めさせていただくこととなりました。その後5月14日には都庁を訪問し、小池都知事宛てに要望書を提出したところでございます。要望書の内容といたしましては、多摩小平保健所管内に宿泊療養施設を早急に設置することのほか、必要な医療従事者を確保すること、PCR検査施設設置にあたっては都が都医師会と契約すること等を要望しております。

また、こうした動きに先立ち公立昭和病院では4月15日に正面玄関前に「発熱診療エリア」を開設し、組合構成7市の医療機関等から紹介を受けた新型コロナウイルスの感染が疑われる方を専門で診察していただいております。北多摩北部医療圏における医療体制の強化を図っていただいております。

その後、東久留米市と西東京市にはそれぞれの医師会が主体となり独自のPCR検査施設が開設され、緊急事態宣言も解除される等、状況が変化しておりますが、第二波、第三波の襲来に備え、PCR検査体制の強化、軽症の陽性者の受け入れ先の確保等は喫緊の課題であると認識しており、引き続きPCR検査施設の設置に向けては最新の情報を収集しつつ、医師会等の関係機関と精力的に検討・協議を重ねてまいります。

また、宿泊療養施設の設置をはじめ北多摩北部医療圏の医療体制の拡充につきましては、今後も「多摩小平保健所管内5市新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会」を中心としながら保健所を有しない5市と多摩小平保健所の連携を強化し、保健所設置者である東京都へ適時適切に要請を積極的に行っていくとともに、引き続き、公立昭和病院を支援していくなど、当市を含む北多摩

北部医療圏における医療体制の拡充に取り組んでまいります。

- 次に、市職員ならびに来庁された市民の感染防止に向けた取り組みについて申し上げます。

当市におきましても、政府の緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、職員の出勤を可能な限り削減するとともに、職員が感染した場合のリスクも想定した業務継続体制を確保するため、全職員を対象に4月13日から5月末日までの期間、交代勤務を実施いたしました。

実施方法といたしましては、原則として、各所属の職員を2班に分類し、職場で業務に従事する通常勤務と自宅で業務に従事する在宅勤務を交代で行う対応をとらせていただきました。

しかしながら、業務の性質上、交代勤務を行うことにより市民サービスの提供に重大な支障を生じさせる恐れがある場合につきましては、時差勤務制度の活用や、会議室での執務、さらには事務机を1メートルほど離すなど、職員の密集を極力抑制し、業務遂行上必要となる最少人数で勤務を行うことといたしました。

なお、交代勤務の実施に伴い、昼休み中の業務従事者の確保が困難となりますことから、正午から午後1時までの窓口対応につきましては、原則休止とさせていただくとともに、ワンズタワー内の東村山駅地域サービス窓口の開設時間を午前8時30分から午後5時までに短縮する対応を取らせていただきました。

また、庁舎及び各施設におきましては、以前より消毒液を配備し、市民、利用者の皆さまに提供してまいりましたが、4月16日

よりご来庁の市民の皆さまの飛沫感染を防止するため、各窓口カウンターにビニールシートと高さ60センチ、厚さ3ミリのアクリル板250枚を設置いたしました。ビニールシートにつきましては、定期的に新しいものに入れ替え、アクリル板につきましても常に除菌するよう努めております。

また、5月20日には職員用にフェイスシールド1千10枚を用意し、カウンターの外での対応時や、様々な作業等で使用するよう配付したところです。

市民の皆さまには、たいへんご不便をおかけいたしました。が、皆さまの命と健康を守ることを最優先に考えつつ、業務の継続性を確保し、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら安定的な行政サービスに努めてまいります。

そして、交代勤務につきましても今後しっかり検証し、成果と課題を抽出し、後ほど申し上げますがICT環境を整備しながら、先ずは第二波、第三波に備えるとともに、新型コロナウイルス感染症が収束した後も職員の働き方改革の一環として定着することを目指してまいります。合わせて、感染リスクを低減させ利便性を向上させるために、特に法令等の定めがない場合は市民の皆さまができるだけ来庁せずとも相談や手続きを済ますことができるよう、郵送やオンライン、電話等での相談や申請を受け付けられる事務の拡大を図ってまいります。

- 次に、学校休校中の対応と再開に向けた取り組みについて申し上げます。

先ほども申し上げましたように市内小・中学校は、3月2日から

臨時休校となり、春休みを挟んで児童・生徒は年度末、年度始めという1年でも大変重要な時期を約3か月にわたり自宅で過ごすことを余儀なくされたところであり、この間、子ども達が味わったであろう新型コロナウイルス感染症への恐怖や先行きが見えない不安、急に学校に行けなくなった戸惑い、友達と会えない寂しさなど、様々なストレスを受けたことは察しても余りあるところです。

そのような中でしたが、開催が危ぶまれた「卒業式・入学式」がそれぞれ予定されていた日程で、無事に執り行うことができたことは、子ども達の心に生涯の思い出として刻み込まれたものと存じます。

「卒業式」は、保護者、在校生及び来賓の方の参加はご遠慮いただき、式は教職員及び卒業生のみで行いましたが、卒業生の保護者が校庭等で卒業生を盛大に送り出していただき、卒業生にとっては忘れられない門出となったことと存じます。

また、「入学式」につきましても、在校生及び来賓には参加をご遠慮いただき、教職員、入学生と各家庭保護者1名のみでの参列で行なわせていただきましたが、整然と新入生を迎えることができ、在校生代表による歓迎の言葉や新入生の代表による誓いの言葉などが凜とした雰囲気の花を添え、各校とも素晴らしい入学式となりました。

臨時休校期間中は家庭での過ごし方が極めて重要でありますことから、児童・生徒には、臨時休校は感染の拡大を防止するための措置であるということを十分に理解させ、マスクの着用や手洗い・うがい等の徹底を図るとともに、人の集まる場所等への不要・

不急の外出を避け、感染拡大の防止に努めるよう指導してまいりました。

各小・中学校では、児童・生徒の家庭での生活状況を把握することに努め、分散登校日の設定の他、必要な家庭への家庭訪問や電話連絡等による支援を行うことを通して、家庭との連携を図り、健康状態の確認や学習の取組み状況、心理的な負担の軽減に努めてまいりました。

また、児童クラブに登録していない第1学年から第3学年までの児童及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の中で、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な場合におきまして、学校での受入れを4月13日より実施してきたところです。

学校再開に向けては、教育委員会において「東村山市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を定め、教育活動を再開する際の留意点といたしまして、

- 1 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底
- 2 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 3 日頃の連絡体制の確認
- 4 集団感染のリスクが高い、密閉・密集・密接の3つの条件の重複の回避

を示し、感染防止に努めております。

市といたしましても学校再開に向けて、全ての小・中学生にマスクを1人当たり50枚、全教職員にフェイスシールドを1枚ずつ配布するとともに、小学校での給食が再開される6月8日から6月12日までの間は使い捨ての弁当容器に給食を事前に盛り付けて

提供する等の措置を講じ、各学校における感染防止の取り組みを支援してまいります。

一方で、授業が実施できなかった期間の遅れを取り戻すために、各小・中学校では、令和2年度の教育課程の改善を進め、長期休業期間や土曜日等を利用した授業日の確保や、児童・生徒の負担を考慮した指導計画の作成など、学習保障に向けて、様々な手立てを講じてまいります。

さらに、今後再び臨時休校となる局面も想定して、自宅にネットワーク環境が整っていない児童・生徒の家庭用に、W I - F I ルーターや端末の確保に努めるとともに、I C Tを活用した家庭学習の在り方についても研究を進め、本年度より着手した「G I G Aスクール構想」の実現に向けた事業の前倒しなどを含め、I C Tを活用した教育環境の整備を図ってまいります。

- 次に、学校休校中の子ども相談室等の相談対応について申し上げます。

子ども相談室、スクールソーシャルワーカー、希望学級などにおける子どもとその保護者との相談事業については、この間相談等の予約を原則、延期していただいておりますが、子ども相談室などでお受けする相談には、虐待の疑いや自傷行為、いじめに係る問題や家庭内暴力など迅速な対応が必要となるケースもあり、一律に相談活動を止めることは、子どもとその家庭の生活への影響を考えると危ぶまれるものであります。

このため、定期的な相談が途切れてしまうことの影響が大きいと考えられる相談ケースについては、来庁による相談から電話に

よる相談に対応方法を切り替え、引き続き対応を行い、お子さんの発達段階に応じて、お子さん自身についても、電話での相談を行ってまいりました。

また、子どもの安心・安全が脅かされる状況が捉えられた際には、子ども家庭支援センター等とも連携し、平常時と変わらず対応を進めてまいりました。今後もこのような体制のもと、社会の大きな変化がもたらす家庭や子どもへの影響を可能な限り捉えながら、継続的な相談・支援体制の維持に取り組んでまいります。

○ 次に、就学援助の申請・認定事務について申し上げます。

就学援助申請者の感染リスク軽減と支給対象者に不利益が生じないように、新たに、市ホームページから申請書の出力を可能とし、受付については窓口の他、郵送でも受け付けることとしたほか、5月・6月の申請であっても認定となった場合には、4月分から支給する措置を講じたところでございます。

また、5月25日、文部科学省より市立小・中学校の臨時休校中の給食費の取り扱いについて、地方自治体が地域の実情に応じて学校給食が実施されたこととみなし、就学援助制度で対応いただきたい旨の通知がありました。この通知を受け、当市としては従来、就学援助制度での小・中学校の給食費については、実費負担分を保護者へ支給しておりますが、特例として、緊急事態宣言下での保護者の経済的負担を軽減するため、4月・5月の休校期間中において給食が実施されたこととみなし、一定金額を就学援助制度の対象保護者へ8月末を目途に支給したいと考えております。

次に、学校給食の対応でございますが、学校休校が長期化する

なか、給食で使用しております姉妹都市であります柏崎市のお米「こしいぶき（100パーセント）」が給食に使用できず多く保管されておりましたことから、納品先であります東村山市米穀小売商組合にご理解とご協力、さらには、4月30日に急遽、記者会見を行い報道各社にも周知をお願いさせていただき、4月30日から5月30日の期間限定で市民の皆さまへ給食用のお米を販売させていただきました。販売方法としては、感染リスク軽減のため、電話注文により直接ご自宅へ配達する方法といたしましたところ、お陰様で評判も良く、市民の皆さまのご理解・ご協力によりまして、予定しておりました2トンを超える売り上げとなりましたことを東村山市米穀小売商組合より報告を受けているところです。

また、給食用地場野菜につきましても、各農家の直売所やスーパー等において、直接市民の方へ販売していただいたところでございます。

- 次に、保育所及び児童クラブにおける対応状況等について申し上げます。

小・中学校等が臨時休校となるとともに、市内の公共施設も閉館となる中、保育所・児童クラブなどにおきましては、この間の国・都の方針を踏まえ、登所の自粛をお願いしつつ、保護者の就労等により保育が必要となる子どもへの保育等を可能な限り実施してまいりました。

これらの保育サービス等の提供にあたりましては、マスクや消毒液などの保健衛生用品等を確保した上で、日々の保育等に際しての感染防止策を可能な限り講じ、感染の予防及び拡大防止に努

めてきたところでございます。

これらと併せて、保護者の皆さまには緊急事態宣言を始めとしたこの間の国・都の要請等を踏まえ、保育所・児童クラブなどへの登所を極力お控えいただくよう、数回にわたって要請の文書を発出させていただくとともに、4月14日には保育所の利用者負担に関する条例等の一部条例改正を専決処分させていただき、利用しなかった日数に相当する分の保育料等の減額措置等を執らせていただいたところでございます。

これら取り組みの結果、緊急事態宣言下においては、定員の概ね3割程度の利用率となったところであり、保育所ならびに児童クラブにおいて一定程度「3密」を解消した中で保育を実施することができたところでもあります。あらためて保護者の皆さまにはご理解ご協力をいただいておりますことを、この場を借りて深く感謝申し上げる次第でございます。

現在は、緊急事態宣言が解除され、社会活動が再開されつつある中で、子どもの健康と安全に十分配慮しながら、通常通りの保育等に段階的に移行できるよう対応を進めておりますが、今後も再開となる幼稚園等も含め公私立の幼児教育・保育施設、児童クラブにおける感染予防対策の推進に、それぞれの施設と緊密に連携を取りながら、更に努めてまいります。

- 次に、学校休校中の虐待のおそれのある児童等の現状把握と児童虐待に対する取り組みのさらなる推進について申し上げます。

学校などの臨時休校などが実施されたことに伴い、児童や保護者の在宅時間が大幅に増加するなど生活環境の変化に起因するス

トレスなどによる、児童虐待の増加や深刻化が全国的に懸念されています。

このような現状において、市としましては児童の状況把握の必要性を強く感じたところであり、小・中学校や保育所など関係機関との連携体制などを活用しながら、子ども家庭支援センターにおいて把握している全ての支援対象世帯に対し、架電による調査を行うとともに、必要に応じて家庭へ訪問し、児童一人ひとりの状況の変化の把握に努めているところでございます。

また、これらと併行して、「東村山市児童虐待防止対策に関する庁内連携会議」において、改めて全庁的な認識の共有を図ったほか、保護者や児童に向け、相談先の周知と併せてメッセージを配布させていただいたところでございます。

こうした状況下において、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応に向けた更なる体制の強化を図るため、本年度は4月より、子ども家庭支援センターへ新たに職員1名を増配置させていただいたほか、児童虐待防止等に関する庁内全体の意識の向上を図ることを主眼に、職員研修を実施させていただいたところであり、引き続き全庁的な対応を着実に推進してまいりたいと考えております。

これらに加えて、これまでも申し上げてまいりましたとおり、私としましては、全ての子どもの健やかな育ちを守るためには、行政が主体となる取り組みの推進だけでなく、地域全体での見守り環境を強化していく必要があるものと考えており、この度、全ての子どもが笑顔で安心して過ごせるまちづくりを進めることを「東村山市虐待・いじめのないまち宣言」として、市民の皆さま

にお示しさせていただいたところでございます。

今後はこれを第一歩として、東村山市全体で、子どもを守り、支え、育んでいけるよう、引き続き児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

- 次に、介護・障害福祉サービス事業所への支援について申し上げます。

社会福祉施設や介護・障害福祉サービス事業所などが提供するサービスは、利用者やその家族の方々の生活を継続する上で欠かせないものであり、緊急事態宣言下においても、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族などの状況を踏まえ、厳しい状況の中であっても、必要なサービスを継続して提供していただいているところであります。

感染防止対策を十分に行った上で、事業を継続していただいておりますことから、必要なマスクや消毒液などの衛生用品の確保が十分でないと同っており、感染症の第二波、第三波に備えるためにも、市として、マスクや消毒液等の衛生用品を確保し、これら市内の社会福祉施設や介護・障害福祉サービス事業所へ配布させていただき、事業継続への支援を開始させていただいたところでございます。

今後も市内の社会福祉施設や介護・障害福祉サービス事業所が感染防止対策の推進と事業の継続を図っていただくよう、緊密な連携に努めてまいります。

- 次に、個人住民税、法人市民税の申告期限の延長について申し

上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、国税であります所得税及び法人税の申告期限が延長されているところであり、市税であります個人住民税、法人市民税の申告につきましても国税に合わせた事務の運用を行っていることから、国税と同様に申告期限を延長して受け付けており、市報や市ホームページ等で周知し、市民の方々へお知らせしているところでございます。

次に、市税等の徴収猶予特例について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が前年同時期に比べて概ね20パーセント以上減少し、納付が困難となってしまった納税者を対象とした「徴収猶予制度の特例」が設けられたところでございます。

市報および市ホームページでの掲載に加え、6月10日に発送を予定している個人住民税納税通知書にお知らせを同封し、影響を受けた納税者に広く周知してまいります。

新型コロナウイルスの影響を受け、納付が困難となってしまった方には、納税が猶予される場合がありますので、まずはご相談いただくようご案内申し上げます。

○ 次に、下水道使用料の支払い猶予について申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により電気料金等の公共料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう」との要請がなされました。

これを踏まえ、東京都水道局では、緊急の取扱いとして、申し出により水道料金の支払い猶予の対応をすることとなり、同時に徴収している下水道使用料につきましても同様の扱いとすることとなったものでございます。支払い猶予の申し出は、3月24日から東京都水道局にて受付を開始しており、猶予期間は申し出から最長で4か月となっております。

- 次に、公共交通事業者に対する駅前広場の駐車場施設の使用料等の免除について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛要請により、バス事業者、タクシー事業者のいわゆる公共交通事業者を取り巻く環境が著しく変化しております。この環境変化による影響を踏まえ、今後の公共交通事業者の事業継続を支援することを目的に、駅前広場の駐車場施設の使用料等を免除したいと考えております。

詳細は、今定例会に議案を提出させていただいておりますので、議案をご審議いただく際にあらためてご説明申し上げます。

- 次に、有料自転車等駐輪場使用料の還付について申し上げます。

学校では、3月以降一斉休校の措置、企業では外出自粛を図るため在宅勤務等の対応が行われ、その結果、駐輪場の利用につきましても、3月以降は減少している状況でございます。

このような状況を受けまして、外出自粛要請等により、駐輪場の契約がありながらも使うことが出来なかった方々に対し、特例として、該当する月の定期使用契約に係る使用料の一部を還付することといたしました。

還付の内容といたしましては、学生は一斉休校となった3月から5月分の使用料を全額、そのほかの社会人等につきましては、緊急事態宣言が出された4月から5月分の使用料のうち70パーセントの額を還付いたします。

また、本来であれば、還付申請を行えるのは、契約解除の場合のみであり、その後の駐輪場の使用ができなくなりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による使用料の還付につきましては、契約解除を伴わない形での対応をすることといたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の駐輪場の利用に対して不安を感じている方も多くおられるかと思いますが、これからも安心して駐輪場を利用していただけるよう、体制を整えてまいります。

○ 次に、市営住宅使用料等の取り扱いについて申し上げます。

市営住宅の居住者においても就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮するケースが出てくることが予想されます。

この事態に対し、市では、転職や退職、給与支給なし等、収入が激変された方には最新の収入状況に応じた住宅使用料の見直しをし、その収入の度合いによっては更なる減免措置を講じてまいります。また、一時的な減収により使用料等の支払いが困難な方には、3か月の徴収の猶予を実施し、なお支払いが困難な方には猶予の延長を検討していきます。

公営住宅法に基づき設置されている市営住宅は低所得者のセーフティネットであるため、居住者のかたの状況に応じ、支援の方

策を講じていきたいと考えております。

- 次に、市内中小企業への支援について申し上げます。

まず、先の3月定例会にてご可決いただいた小口事業資金融資制度に新たに設けた「緊急対策特別資金」の申し込みの状況等についてですが、令和元年度における小口事業資金の融資件数は、1年間で合計70件ございましたが、令和2年度については、5月29日時点における申し込み件数は、全体で145件、緊急対策特別資金だけですでに142件に上っており、わずか2か月弱で昨年度1年間の実績件数の2倍を上回るお申込みをいただいているところです。

これは、この度設けさせていただいた本制度が、市内中小企業者の負担をより軽減した制度であり、中小企業者の資金需要に合致した内容になっているものと捉えているところでございます。

また、3月より開始された国のセーフティネット保証におきましても4号で253件、5号で30件の申請をいただいております。当市の「緊急対策特別資金」の申し込みの状況と合わせ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、市内中小企業者の売上げの大幅な減少など地域経済に深刻な打撃をもたらしていることを物語っているものと捉えているところでございます。

続いて、市と東村山市商工会にて設置いたしました中小企業者向けの無料相談窓口につきまして、ご報告いたします。

中小企業者等から、国の持続化給付金及び雇用調整助成金等の申請方法や、活用できる支援策などについて多数お問合せをいただけてきたことから、これらの中小企業が抱えるお悩みと雇用の

維持及び事業の継続等の課題解決を支援するため、6月1日から7月末日までの間、市と東村山市商工会におきまして、中小企業者等を対象にした無料の相談窓口を設置することといたしました。

市におきましては、毎週火曜日、水曜日、木曜日に、社会保険労務士による労働相談窓口を、東村山市商工会におきましては、毎週月曜日、金曜日に、中小企業診断士による経営相談窓口をそれぞれ開設しております。

なお、共に予約制でございますが、労働相談におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック推進課が窓口となっております。この間、融資に関する申し込みや、東京都の感染拡大防止協力金に対する問い合わせなども多く寄せられるようになっていることから、中小企業者の方の問い合わせに迅速に対応できるよう、しっかりと体制を整えて対応しているところです。

今後も市内の経済状況の把握に努め、国や都の動向に注視するとともに、市内中小企業者の事業継続・雇用維持についてできるだけ支援や応援できるよう、限られた人員と財源ではありますが、市としましても適宜適切な施策を展開できるよう全力を傾注してまいりたいと考えております。

○ 次に、特別定額給付金事業について申し上げます。

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、

人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全国一律の制度として、特別定額給付金事業を実施しております。

給付対象者は、基準日である令和2年4月27日において、住民基本台帳に登録されている方であり、給付対象者1人につき10万円を給付するものでございます。

国からも、迅速に給付を行うよう求められておりますことから、本市では野崎副市長を本部長とし、関係所管職員で構成する市内プロジェクトチーム「東村山市特別定額給付金事業実施本部」を4月下旬に立ち上げ、準備を開始いたしました。

特別定額給付金つきましては、国の趣旨に鑑み、可及的速やかに対応させていただくことが私としても大変重要であると考え、本市におきましては、「令和2年度一般会計補正予算（第1号）」に計上させていただき、去る5月1日に専決処分により早急に予算を確保させていただきました。

この間、4月27日より市独自のコールセンターの開設、5月11日よりマイナンバーカードをお持ちの方のオンライン申請受付を開始し、その後、5月15日号市報の1面において制度概要の周知を行い、5月18日にはオンライン申請をされ、審査を終えた世帯の方から、順次お振込みを開始させていただきました。

同じく、5月18日より給付対象となる全世帯へ申請書を発送、同日より郵送分の申請受付も開始し、現在、受付・審査を終えた世帯の皆さまから順次、お振込みの手続きを進めており、6月3日

時点で2千810件、6億5千490万円の給付手続きを完了しております。

なお、感染拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送申請」または「マイナポータルを利用したオンライン申請」のいずれかを基本としております。感染症拡大防止の観点から、市役所への来庁はお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

15万市民、7万3千世帯の皆さまへの給付となり、膨大な事務量となりますが、郵便局、金融機関にもご協力いただきながら、可能な限り迅速に申請受付、給付を進めていき、国の求める的確に家計への支援となるよう事業を進めてまいります。

- 続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金及び、ひとり親世帯臨時特別給付金について申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金も、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つであり、小学校等の臨時休校等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を臨時特別の給付金として支給することとされたものでございます。

早速、対象世帯に対して通知を郵送するなど、早い方には6月下旬頃には給付できるよう対応を進めさせていただいているところでございます。可能な限り速やかに給付金が行きわたるよう引き続き努めてまいります。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金につきましても、特別定

額給付金と同じく「令和2年度一般会計補正予算（第1号）」に計上させていただき、去る5月1日に専決処分により早急に予算を確保させていただきました。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金について申し上げます。

本給付金も、国の新型コロナウイルス感染症に係る低所得のひとり親世帯への生活支援策の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、基本給付として主に1世帯当たり5万円の給付金を、その中でさらに収入が大きく減少した世帯に対しては追加給付として5万円の給付金を臨時・特別の措置として支給するものでございます。

現在、国では、本給付金に係る補正予算案が閣議決定されたところであり、当市におきましては、本給付金の趣旨に鑑み、今後国の補正予算案が可決され次第速やかに対応を図るべく、必要な準備を進めているところでございます。

これらの給付金をはじめとする、この度の国の経済対策関連事業への議員各位、市民の皆さまのご理解とご協力をあらためてお願い申し上げます。

引き続き、国の動向を注視しながら、可能な限り速やかに必要な方に給付金が行きわたるよう進めてまいります。

- 次に、駅前広場での密集、滞留に対する対策について申し上げます。

かねてより、議会でもご意見を頂いておりました駅前広場内の飲食、喫煙及び長時間の滞留について、外出自粛要請以降も長

時間の滞留が確認されたことから、久米川駅の南口、そして新秋津駅の駅前広場内にフェンスを設置させていただきました。

更に、その後の状況を踏まえ、久米川駅の北口駅前広場内とともに、駅前広場東南側で接する土地開発公社の管理用地につきましても同様の対応をさせていただきました。

ご利用されている市民の皆さまにはご不便をおかけすることになりますが、何卒趣旨をご理解いただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、フェンスの撤去時期は、現時点未定でございますが、この機会にあわせて、特定の方が長時間滞留され喫煙や飲酒等が行われない方策について検討してまいります。とりわけ久米川駅南口については、踏切拡幅や道路施設の老朽化といった課題もありますので、これを契機に、市内最大の商業地の玄関口として誰もが安心して歩行し、かつまた集い憩えるような駅前広場全体のあり方を検討し、将来のまちの姿を描いていきたいと考えております。

○ 次に、市のイベントや行事等への対応について申し上げます。

はじめに、北山公園の花菖蒲開花中の対策についてですが、既にご案内の通り、毎年6月に開催しています「東村山菖蒲まつり」については、本年度、残念ながら中止とさせていただきました。

しかし、花菖蒲開花中も公園の閉鎖は考えておりませんので、花菖蒲の鑑賞等は可能となっております。ただし、来場者には「3密」を避けていただき、咳エチケットを徹底していただくことを目的に、善行橋、関場橋等に警備員を配備し、感染拡大防止の注

意喚起をしておりますほか、公園内での飲食を伴う集まり等を控えていただきますよう、お願いしてまいります。

次に、インディペンデンス市姉妹都市交流事業の中止について申し上げます。

これまで東村山市国際友好協会、インディペンデンス市日本姉妹都市委員会の多大なご尽力により行われてまいりました姉妹都市交流事業につきましては、6月に予定しておりましたインディペンデンス市からの学生親善訪問団の受入れ、及び8月に予定しておりましたインディペンデンス市への親善訪問派遣団の派遣については、関係機関との協議の結果、誠に残念ではありますが中止することとなりました。

次に、地域の戦争・平和の学習及び広島派遣事業の中止について申し上げます。

この間、東大和市と事業実施について協議を行ってまいりましたが、参加する児童・生徒の健康と安全を最優先に考え、誠に残念ではありますが中止とすることといたしました。

続きまして、社会教育関係の対応について申し上げます。

はじめに、青少年対策地区委員会関係でございますが、例年5月の中旬に開催されておりました各地区委員会の定期総会は、委任状等書面による決議で執り行われました。

また、白州山の家につきましては、6月30日まで休館とさせていただいたほか、7月25日より予定しておりました、白州一泊キャンプにつきましては、密集した空間での長距離バス移動、密集・密接した宿舎での寝泊まり、長期休業期間を活用し授業等を設ける可能性があることを踏まえ、今年度は中止としたところで

ございます。

次に学校施設コミュニティ開放でございますが、スポーツ開放、教室開放ともに、6月30日まで使用中止、土曜開放（土曜講座）につきましては、第2学期より開催とさせていただいております。

その他、青少年健全育成事業関係につきましては、8月20日から22日の2泊3日において、新潟県柏崎市で開催予定でありました「なぎさ体験塾」につきましては、構成市であります、東久留米市・新潟県柏崎市と協議し、夏休みを活用し授業日を設ける可能性があること等を踏まえ、今年度は中止といたしました。

また、青少年委員主催で実施しております「輝け！東村山っ子育成塾」につきましては、5月24日より年8回での開催予定でございましたが、現況を踏まえ、体験活動は縮小となりますが、9月より事業実施とさせていただきます。

- 次に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市に対しご寄付をいくつか頂戴しておりますのでご報告申し上げます。

はじめに、中国よりマスクの寄贈についてご報告申し上げます。

去る4月上旬、当市と東京2020オリンピック競技大会事前キャンプに関する覚書を取り交わしております中国国家体育総局より、「新型コロナウイルスの感染が深刻となる東京都内の状況を踏まえ、ホストタウンである東村山市を支援したい。」とのご意向を賜り、去る4月13日にマスク6千枚が届きました。

その後、4月中旬には在日中国大使館からもマスク2千枚を支援したい旨の連絡があり、4月28日に受け取りいたしました。

中国から寄贈を受けたマスクには「両国は近い関係にあり、

お互い心を寄せ合い難局を乗り越えましょう。近い将来このコロナウイルス感染との戦いに打ち克てることを確信しております。今後も東村山市との交流を望んでおります」との言葉が添えられていました。

いただいたマスクにつきましては、新型コロナウイルス感染症の脅威に立ち向かいながら、懸命に高齢者・障害者・子ども達のために日々最前線で働いておられる市内の福祉施設の職員にお役立ていただこうと、市内の介護や障害者、子育て関連等の事業所に配布させていただいたところでございます。

改めて当市が中国のホストタウンとなり、これまで育んできた様々な交流がこのような支援を受けることにつながり、一基礎自治体ではありますが、一衣帯水の位置にある日本と中国が友好関係を保ちお互いを理解し、思い合う心を育むことにも繋がっているものと確信したところであります。

今後もホストタウン交流を促進させることで、相互理解がより深まるとともに、多文化共生社会の推進にも繋がるものと考えており、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、竹花貴騎^{たけはなたかき}様より1億1円ものご寄附をいただきましたことをご報告申し上げます。

ご案内の通り、竹花様は東村山のご出身であり、東村山市公認Instagramアカウント@「tanoshi_murayama」を運営いただいているLimグループ様の代表を務められており、現下の状況下にある東村山の子どもたちのために役立ててほしいというお気持ちから、この度のご寄附のお申し出をいただいたところであり、このような多額のご寄附に15万市民を代表し心より感謝申し上げます。

す。

また、4月20日には匿名の方より、新型コロナウイルス対策に役立ててほしいと100万円のご寄附を郵送にて頂戴いたしました。

本来であれば、直接お会いさせていただき、御礼を申し上げたいところですが、ご寄附いただいた方を特定することが難しいため、この場をお借りいたしまして、いただきました善意に心より感謝申し上げます。

その他、東村山ロータリークラブ様よりマスク2,500枚とフェイスシールド100枚、(株)ゼロ代表取締役の川上義博様^{かわかみよしひろ}からマスク750枚、莫邦富様^{もーばんふ}・陝西省鼎和投資有限公司社長^{きょうせいしやうていわたうしゆうげんこうししやちやう} 馬立科様^{まーりーかー}からマスク1,000枚、(株)小林モーター代表取締役社長の小林^{こばやし}保晴様^{やすはる}からマスク2,500枚、阿部様からマスク1,000枚、栄町の「華の会」様よりお手製の布マスク100枚、飛雄商事(株)様から次亜塩素酸水50缶1,000リットルをご寄贈いただきました。

この場をお借りしましてご寄付下さった皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。

この度のこれらのご寄附につきましては、現下の状況に鑑みまして、寄附者のご意向に沿った用途となるよう、速やかに対応してまいります。

- 以上、主な新型コロナウイルス感染症への当市における、これまでの対応や今後の方針について申し上げます。今後も、国や都の動向や、市内の感染状況等にも引き続き注視してま

いり、市民の皆さまの命と健康を守るためにも、対策本部ほか関係する会議を適宜開催し、早期対応に努めてまいります。引き続き、市役所一丸となり対応してまいりますので、議員各位、そして市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

市ホームページの市長メッセージでも繰り返しお伝えしておりますが、市民の皆さまが健康でお元気で過ごしていただけますよう、心からお祈りをさせていただきます。引き続き、距離は保ちながら、心をつないで頑張ってください。

○ それでは、各分野別に事業の進捗状況や新たな取り組みなどについてご説明いたします。

○ はじめに、経営・政策分野であります。

○ 令和2年度の財政運営にあたり、3月定例会はじめ、これまでの市議会における議論や監査指摘等を踏まえ、予算から決算に至るまでの一連の事務手続きを適正に執行することにより、信頼性の高い公務を推進していくため、あらためて、職員が予算の持つ趣旨をしっかりと理解し、厳格かつ効率的な予算の執行並びに事務事業に取り組むよう、年度当初に副市長に命じ、通達させたところであります。

全職員がこれらを肝に銘じ、持続可能な東村山・持続可能な地球に貢献する東村山を目指し、「私たちのSDGs」と名付けた第5次総合計画を見据え、各施策を着実に推進していくことにより、第4次総合計画の総仕上げを行ってまいります。

また、先ほども申し上げましたように、この間、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として4月30日の国の補正予算成立を受け、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給に要する予算を計上した令和2年度一般会計補正予算(第1号)につきまして、緊急の対応を図るために5月1日に専決処分をし、速やかに市民の皆さまへ支給ができるよう取り組んでおります。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給に要する予算を計上した国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を、本定例会に提案しております。

引き続き、堅実な行財政運営に努めつつ、市民の命を守り、市民生活と地域経済を支えることを最優先に、新型コロナウイルス感染症対策に資する国や東京都の交付金等を活用し、当市の実情を踏まえた独自の取組みなどを盛り込んだ令和2年度一般会計補正予算(第2号)を編成し、ご可決後は速やかに必要な財政出動を積極果敢に実行するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた未来への投資についても推進していく所存であります。

- 続きまして、第5次総合計画等の策定、第5次行財政改革大綱の策定に向けた進捗と取組みについてご報告を申し上げます。

第5次総合計画につきましては、総合計画審議会より答申を受けてとりまとめた基本構想案についてのパブリックコメントを実施し、4月初旬に回答を公表させていただいたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大が加速化する

中で、パブリックコメントと同時期に開催しておりました市民説明会を、市民の皆さんの生命、健康を守ることを最優先とし中断させていただき、新年度に入りましてからも、政府から緊急事態宣言が発出されたことに伴い、基本計画を審議いただく予定であった4月の総合計画審議会につきましても、同様に中止とさせていただきます。

これまで、6月定例会を目途に基本構想についての議案を提出させていただくべく、総合計画の策定を進めてまいりましたが、この間の世界規模での社会経済への甚大な影響に鑑み、社会状況の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と必要となる社会経済活動や教育文化活動等と両立を図るために医療、福祉、子育て、教育、産業、経済などあらゆる面での施策について、新たな課題をしっかりと認識しながら、単にコロナ禍が過ぎ去るのを待つのではなく、ウィズコロナ時代での郊外型都市生活モデルを積極的に生み出していく決意をもって、再度基本構想案や基本計画の素案に早急に盛り込む必要があるとの認識に至り、これらの状況を踏まえた上でしっかりご審議をいただける状況になるまで、議案の提出を延伸させていただくことといたしました。

将来の見通しとして人口減少傾向が続くことや、市民の皆さまと作り上げてまいりました将来都市像、またSDGsとの連動といった長期的な大きい骨組みまでが変わるわけではございませんが、おそらく今後数年の間は物理的な距離を取ることが求められることから、ソーシャル・ディスタンスを保ちつつ、第5次総合計画の将来都市像である「みどり にぎわい いろどり豊かに笑顔つながる東村山」をいかに築いていくかということが中心的

な課題となると認識しております。

これまでのやり方ではこの困難な課題を解決することができないことをしっかりと認識しながら、国や都の補正予算への緊急対応、今後の市民生活を支える施策などをしっかり吟味・検討した上で、新たな発想も加えて政策の方向性や施策の優先順位などを改めてお示ししてまいりたいと考えておりますので、引き続き、計画策定へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、行財政改革大綱の策定につきましても、2月の行財政改革審議会において、今後10年間を通じての基本理念の案をご審議いただき、5月を目途に答申をいただく予定としておりましたが、やはり現下の状況を踏まえた社会背景の変化や新たな取組みの方向性について、改めて視点を整理する必要があるものと考えております。

これまで、あらゆる分野においていかに市民に集まっていたかどうか、にぎわいやオープンイノベーションを創出する場をどう作っていくか、ということを基本的な軸として施策を構築し展開してまいりましたが、今後は、市民や団体、事業者、職員も含め、物理的に人を集めるという発想自体を転換させていかなければならない局面を迎えているのではないかと感じており、今般のような感染症の広がりだけでなく、頻発する大災害などにより社会生活が大きな制限を受ける状況が繰り返し起こることが想定される中で、特に市民サービスの提供のあり方、市職員の働き方、業務の進め方などを抜本的に変える必要があり、こう言った点を大きなポイントとして盛り込んでいかなければならないものと認識しております。

これは、単に緊急事態への対応にとどまらず、ポストコロナの時代を見据えた東村山市のバージョンアップを大きく推し進めるものとなると思います。

ウイズコロナそしてポストコロナの時代においては、距離が離れていても、また物理的に集まらなくても、多様な人々がゆるやかにつながりながら、様々な活動が自由にできるよう、オンライン上での場づくりが必要不可欠なものとなり、その上でフェイストゥフェイスのコミュニケーションのバランスを取っていくような視点が極めて重要な時代へと移り変わることが予測されます。こうしたまさに「Society 5.0」への流れにいち早く対応していくことが、選ばれる自治体としての一つの必須要件になっていくのではないかと認識を新たにしているところでございます。

ただいま申し上げましたような緊急事態への対応のほか、適切な市民サービスの提供、業務の継続性の確保や職員の働き方改革など、必要な措置につきましては、従来の発想にとらわれず、スピード感をもって迅速に対応していく所存でございますが、こうした種々の取組みの方向性は、間違いなく総合計画の基本構想や基本計画、行財政改革大綱における基本的な理念それぞれにもつながっていくものと認識しております。

現下の厳しい情勢の中ではございますが、全職員が一丸となって持続可能なまちづくりが一層進展できるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 続きまして、民間事業者提案制度による事業化の状況等について

て申し上げます。

令和2年4月から3つの提案を事業化しております。

1つ目は、「動物看護師による動物相談の充実を図る提案」でございます。

市内事業者でトリミングサロンを営む「あにも」様からの提案で、動物看護師によるペットの飼育や地域猫、保護動物などの無料相談窓口を毎月1回開設するものでございます。

行政のみでは対応しきれない様々な動物の悩みごとに対し、助言や適切な対応機関などの紹介などを行いつつ、1年程の開設期間中にどのような相談が、どれほどあるのか等のニーズも探ってまいります。

2つ目は、「市の広報業務を包括的民間委託することにより、市民サービス向上や行政の事務負担軽減を目指す提案」でございます。

市内事業者でデザイン会社を営む「株式会社ドライブドリームストーリー」様からの提案で、当市の広報誌などについて包括的にデザインや印刷を行い、これまで各担当が個別に行っていた事務負担を軽減するなど行政の生産性の向上を目指しつつ、当市の広報誌等にかかる業務全般やより効果的な広報の仕方などについて助言を頂き、市民サービスの向上も進めるものでございます。

当面は、「ごみ見聞録」や「きょういく東村山」など一部の広報誌の発行業務を包括化し、他の広報誌等へのアドバイザー業務を行うなどスモールスタートではありますが、今後、包括化の対象を広げていく検討を進めてまいります。

3つ目は、「特別目的会社による電力調達効率化により、当

該効果を地域課題へ投資する提案」でございます。

提案者である J X T G エネルギー株式会社様、アジア航測株式会社様と、当市が、それぞれが出資し事業を進めるための「東村山タウンマネジメント株式会社」を 4 月に設立したところでございます。

この会社の設立目的は、これまで施設や道路照明ごと個別に支払っていた電力料金を、当市に代わって包括的に支払い代行することで、当市職員の事務負担を軽減するなど行政の生産性の向上を目指しつつ、業務により得た収益を用い当市の課題を解決することでございます。

令和 2 年 4 月利用分の電気料金から包括的に支払い代行を開始しておりますが、当市の課題解決にどのように収益を用いるか等については収益の状況を踏まえながら、継続して検討を進めてまいります。

その他の提案についても事業化に向け詳細協議を進めており、例えば「S o c i e t y 5 . 0 (データ利活用型スマートシティ)の具現化に向けた実証実験を行う提案」などについては、先ほども申し上げましたが「S o c i e t y 5 . 0」への流れに対応していくことが選ばれる自治体としての一つの必須要件になっていくと認識しており、国のスマートシティ関連補助金の獲得など事業化を進めるための準備を進めております。

引き続き、多くの事業者と知恵を出し合い、また、庁内でも議論を重ね、東村山市の未来に向け、順次事業化を目指してまいります。

○ 続きまして、ICT環境の整備について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、多くの企業でPCやタブレット、ウェブ会議用ソフトウェアを活用したリモート型のワークスタイルが導入されるなど、人々の働き方にかつてないほどの大きな変革が起こりつつあります。

この間、東村山市においても感染拡大防止対策の一環として、職員の交代制勤務を実施したところですが、今後の第二波の感染拡大への対策等を見据えますと、新たなワークスタイルに対応したICT環境を早急に整備していかなければならないと考えております。

テレワーク専用PCやウェブ会議システム、それらに付随して必要となるセキュリティ対策を可及的速やかに導入し、「3密」の状態を避けつつ、可能な限り生産性を低下させずに業務を継続できる体制を整え、災害時等におけるレジリエンス強化や働き方改革の更なる推進につなげてまいります。

○ 続きまして、令和2年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会の総会開催についてご報告申し上げます。

本協議会総会の開催につきましては、本年7月14日の東京2020オリンピックの聖火リレーセレブレーションに合わせて、11年ぶりに当市で開催する予定でしたが、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全国に療養所を所在するすべての首長及び議長にご同意いただき、通常で開催ではなく、書面開催とすることを決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、令和3年度において再度、東京2020オリンピック聖火リレーセレブレーションが多磨全生園で開催される日程に合わせて、当市での総会開催を予定しております。

令和2年度は、書面開催とさせていただきますが、例年同様に国や国会に対し、直接要請を視野に入れた働きかけを行うと共に、各園の将来構想の実現をはじめとする課題の早期解決に向けて、引き続き全力で支援していく所存であります。

- 続きまして、去る4月29日付けで発令されました、令和2年春の叙勲・褒章、第34回危険業務従事者叙勲についてご紹介申し上げます。

このたび、春の叙勲におきましては、瑞宝中綬章を竹内良治氏が受章され、市村基久氏、東謙二氏が瑞宝小綬章を受章されたほか、小須田昭八氏、武田恒一氏、前川彌進忠氏の3名のかたが瑞宝双光章、松田健一氏が瑞宝単光章を受章され、春の褒章におきましては、近藤満雄氏が藍綬褒章の荣誉に浴されました。また、危険業務従事者叙勲におきましては、岩尾敬治氏、高田俊治氏、内田安年氏の3名のかたが瑞宝双光章を、阿部進氏が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。

また、東村山市表彰条例に基づき、市政の振興や公共の福祉の増進等に功労のあったかた、及び、広く市民の模範となったかたなど36名、2団体の方々を被表彰者としてすでに決定しております。

例年4月下旬に開催しております市民功労表彰式の実施時期につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見定めて決定してまいります。

あらためて、受章されました皆さま方に心からお祝いを申し上げますとともに、これまでのご功績に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

○ 以上で経営・政策分野を終了し、次に総務分野について申し上げます。

○ 令和2年度定期人事異動について申し上げます。

去る4月1日、昇任者53名、異動者105名、派遣者等8名、合計166名の職員に対して定期人事異動の発令を行うとともに、新たに28名の新入職員に辞令を交付いたしました。

定期人事異動につきましては、例年どおり、自己申告書の内容や人事評価の結果、職員の能力、適性、希望などを踏まえつつ、組織全体が中長期にわたって安定的に機能するよう適材適所の配置に努めたところであります。

令和2年度は、第4次総合計画の総仕上げとなる年度であると同時に、令和3年度からスタートする第5次総合計画の筋道を立てる大変重要な年度でありますことから、各施策の成果を着実につなげられるよう、必要な組織体制の見直しを行うとともに、年度当初から新型コロナウイルス感染症対策や、それに伴う東京2020オリンピック・パラリンピックの延期などに直面している状況もあり、様々な面で異例の対応に迫られたところであります。が、今般の定期人事異動により、職員それぞれの能力向上や組織の活性化、公務能率の向上を図ることで、当面する諸課題について、これまで以上に的確に対応してまいりたいと考えております。

- 以上で総務分野を終了し、次に地域創生分野について申し上げます。

- 先程、経営・政策分野でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、令和2年3月24日にアスリート及び観客の安心・安全の確保が最も重要であるという観点から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が発表されました。

その後、令和2年3月30日に、延期された東京2020大会の開催日程として、オリンピック競技大会は令和3年7月23日から8月8日、また、パラリンピック競技大会は令和3年8月24日から9月5日となることが発表されましたが、東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、大会延期日程に合わせた、新たな聖火リレーの日程が定められることになっております。

当市におきましては、聖火ランナーとして希望の光である聖火を掲げて、志村けんさんに走っていただく予定でございましたが、残念ながら3月29日にご逝去されました。

心より哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈りします。東村山市民をはじめ全国にお住まいの皆さまに笑顔や元気を届けていただきたかった志村けんさんの東村山への想いや多くの人々を笑顔にしたいというお気持ちを私たちはしっかりと受け継ぐとともに、志村けんさんが聖火ランナーとして走ることを心待ちにしていた多くの方々の思いに沿えるような、笑顔と元気をお届けできる聖火リレーにしたいと考えております。

私たちが直面している新型コロナウイルス感染症との戦いのトンネルの先にオリンピックの聖火が灯り「希望の光」となるような大会になることを願い準備を進めてまいりたいと考えております。

- 以上で地域創生分野を終了し、次に市民分野について申し上げます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした国際文化交流事業について申し上げます。

昨年9月より、独立行政法人 国際交流基金 日中交流センターと連携し、友好交流都市であります中国蘇州市より高校生を招へいし、学校生活を中心に中国のホストタウンの啓発に携わっていただいておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、留学生の健康と安全を最優先に考え、日中交流センターが今期の中国高校生長期招聘事業の終了を決定したことにより、当市の国際文化交流事業についても終了することといたしました。

令和2年7月まで滞在いただくことを予定していた、留学生である付佳凝（ふかぎょう）さんは、急遽、4月12日に帰国の途についたものでございます。

付さんには、短い期間ではありましたが、日本の社会や文化を体験していただき、同世代の日本人との友情関係を築きつつ交流活動を行っていただくことができたと考えております。

東村山市滞在中は、ホストファミリーの方々や明治学院東村山高等学校及び地域の皆さまに多大なるご協力をいただき、あらた

めて感謝申し上げます。

○ 以上で市民分野を終了し、次に環境・安全分野について申し上げます。

○ はじめに、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

間もなく出水期に入り、ゲリラ豪雨、台風といった風災害が懸念される時期となります。風水害時に浸水害、土砂災害をはじめとした被害が予想される場合は避難勧告等を発令し、避難所を開設していくこととなりますが、避難所において、多くの市民の皆さまが一堂に避難をされた場合、過密状態となり、感染症拡大の可能性が危惧される状態となります。これらのことから、風水害時の避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたいと考えております。

従来の風水害時における市の避難所は、原則、市内の小中学校11校の体育館を優先的に開設していく方針を決定していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応として、避難所の過密化を防止するため、このほか、市民スポーツセンター及びサンパルネの2か所を臨時の避難所として追加で開設し、避難者の分散化を図ることといたします。

避難所内におきましては、マスクの着用を義務付けるほか、ソーシャルディスタンス確保の観点から避難された世帯につき、約16㎡の避難スペースを確保するよう努めること、ペットの避難に関してはペット同士の感染の恐れがあることから当面の間同伴

避難をお断りすること、また咳エチケットや手洗いなど基本的な感染症対策の徹底などのあらたなルールを設定いたしました。そのほか、感染症の症状が疑われる方につきましては別室へ移動していただき他の避難者との接触を避けるなどの対応もしてまいります。

市といたしましては、これらの取り組みにより、今後、出水期を迎えるにあたり、市民の皆さまの命を守る避難所を万全の体制で運営できるよう努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、避難所での感染拡大を防ぐためには市民の皆さま、お一人おひとりの心掛けが不可欠でございます。市民の皆さまにおかれましては「安全な場所にいる人は避難所に行く必要がない」ことを改めて、ご認識いただきたくとともに避難が必要な場合におきましても、親戚やご友人宅への避難や、ご自宅での垂直避難をあらかじめご検討いただくなど、避難所の過密化を防ぐことへの、ご理解とご協力を頂きたくお願い申し上げます。

これらの情報につきましては市ホームページにてご確認いただけるほか、今後6月15日号の市報配付に合わせ市民の皆さまにチラシをお配りする予定でございます。

なお、今回につきましては風水害時の避難所運営について申し上げたところでございますが震災時における感染症対策につきましてもこれをもとに避難所運営連絡会の皆さまと協議しながら検討を進めていく予定でございます。

- 続きまして、東村山市洪水ハザードマップの更新について申し上げます。

市では、5月1日に、東村山市洪水ハザードマップを更新いたしました。これは、東京都において、当市が関係する柳瀬川、空堀川流域などの浸水予想区域図について、令和元年度12月に想定しうる最大規模の降雨による、浸水想定に拡充・更新されたことを契機として、その浸水想定の情報を入れ込むことと併せて、市内の小中学校11校を「自主避難所兼避難所」として開放していくことや「土のうステーション」の設置といった、新たな風水害対策を周知することなども、目的として整理したものでございます。

また、洪水ハザードマップ裏面の風水害時の行動、避難に関する情報などをはじめとする項目につきましても、わかりやすく整理させていただいております。

昨今は台風などにより、全国的に多くの被害が出ていることから、市民の皆さまにおかれましては、これを機会に、ご自身がお住いになっているエリアが大雨の際に、どのくらいの深さまで浸水するのかを、あらためてご確認・把握いただくとともに、避難行動が必要となった場合の備えとして、ご活用いただきたいと考えております。

更新した洪水ハザードマップにつきましては、令和2年5月1日の市報に合わせまして全戸配布し、市のホームページ等にも公表させていただいたところでございます。

なお、要配慮者対応として、洪水ハザードマップ自体の多言語化、ユニバーサルデザイン化を図りカラーバリアフリー版の作成を行ったほか、東村山音訳の会の皆さまにご協力をいただき、音訳版についてもホームページにて公表をしたところでございます。

要配慮者の方にも確認しやすいよう工夫を凝らしておりますので、是非多くの方にご活用いただければと存じ上げます。

- 続きまして、新たな移動手段の検討について申し上げます。

令和元年度から準備を進めてまいりました新たな移動手段の検討のため、令和2年度には、市民の移動に関する基礎データの取得を目的とした調査を実施し、新規で立ち上げる地域公共交通あり方検討会において新たな移動手段の素案策定に向けた検討に入る予定でございました。

しかし、外出自粛の影響下での調査ではなく、ポストコロナ、ウィズコロナの新しい生活様式がある程度定着した中で調査を実施することが、今後の検討のために必要であると判断し、スケジュールを見直しているところです。

しっかりと地域に定着し、皆さまにご利用いただける移動手段の検討のため、暫くお時間をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

- 以上で環境・安全分野を終了し、次に資源循環分野について申し上げます。

- はじめに、ごみ排出量、リサイクル率についてご報告申し上げます。

毎年、環境省が全国の市区町村及び特別地方公共団体に対して実施しております一般廃棄物処理事業実態調査におきまして、当市は平成30年度全国の人口10万人以上50万人未満の全国市

町村の部で、「1人1日当たりのごみ排出量」の少なさが全国第8位、「リサイクル率」の高さが全国第6位と、昨年より順位を上げると共に、引き続き全国で10位以内という結果を得ることができました。

この結果は、ひとえに市民の皆さまが日頃からごみの減量やリサイクルに対し高い意識をお持ちいただき、日常的な取り組みや活動が実を結んだものと考えており、この場をお借りして、感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令後、家庭から排出されるごみの量が増加傾向となったことから、市民の皆さまに対して「排出抑制のお願い」を「市ホームページ」ならびに「ごみ分別アプリ」や「資源循環部ツイッター」にて広報させていただきました。

さらにあわせて、廃棄物からの作業員等への感染予防対策としてマスク・ティッシュ等の適正な排出、収集袋が破けたり、破裂することのないよう多少余裕がある状態での排出のご協力もお願いしてきたところです。

緊急事態宣言解除後も引き続き、適正排出及びごみの減量と資源化へのご協力をお願いいたします。

- 続きまして、東村山市一般廃棄物処理基本計画策定状況について申し上げます。

既にご案内させていただいておりますが、ごみ減量等の基本的な考え方を定める第5次「東村山市一般廃棄物処理基本計画」の策定作業を進めております。

現在、廃棄物減量等推進審議会において、令和元年度に実施した市民アンケートや市民ワークショップでのご意見、ごみ排出状況調査の結果等を参考として次期計画についてご審議いただいているところであり、今後、審議会からの答申を経て次期計画案を取りまとめ、11月頃を目途にパブリックコメントを実施する予定でございます。社会状況が大きく変化する中ではありますが、更なるごみの減量に向けて丁寧に計画策定を進め、令和2年度中には新たな計画を公表してまいりたいと考えています。

○ 以上で資源循環分野を終了し、次に健康福祉分野について申し上げます。

○ 社会福祉センターの運営について申し上げます。

社会福祉センターでは、令和2年4月から、就労サポートセンターをはじめとした新規事業の開始を予定しておりましたが、緊急事態宣言をうけ、福祉作業所以外の事業を休止いたしました。

福祉作業所の運営につきましては、スタッフの配置を見直したとともに、休止中の部屋を活用し、分散して作業を行うなど、感染に注意しながら事業を継続しております。

また、休止した集会施設や就労サポートセンター等の新規事業につきましては、利用希望者の見込み等を判断のうえ、段階的に再開してまいります。

○ 以上で健康福祉分野を終了し、次に子育て分野について申し上げます。

○ はじめに、保育所の待機児童の状況について申し上げます。

令和2年4月1日現在の待機児童数につきましては58名となり、昨年度と比較して33名の減となりました。

これは、3歳児の待機児童数が0名となったことを始め、いわゆる2号認定の待機児童が全体として1名まで減少したことが大きな要因となっているものと考えているところでございます。

これまでも申し上げてまいりましたように、この間、0歳児から2歳児までのいわゆる3号認定の受け皿の整備に向け小規模保育施設等の認可行政を推進するとともに、2号認定の受け入れ策として、幼稚園を始めとした既存の子育て資源の活用を図ってきたところであり、私としては、これらの取り組みの成果が少しずつ目に見える形で表れてきているのではないかと考えているところでございます。

一方で、3号認定に関しましては、依然として多くの待機児童がいる状況でございますので、今後、これらの取り組みをより一層推進していくことにより、着実に待機児童の解消を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○ 続きまして、児童クラブの入会状況等について申し上げます。

4つの児童クラブの新設や既存施設の最大限の活用などにより、令和2年4月1日現在の在籍児童数は、低学年1千484名、高学年149名の計1千633名となり、昨年度と比較し、95名多い児童の入会となったところでございます。

今後の児童クラブの受け入れ体制につきましては、令和2年度

より、明確な定員的な概念のもと児童の受け入れを行っていることから、昨年度までお示ししてきた「入会できなかった児童」とは趣旨の異なる、いわゆる保育所で言うところの「待機児童」を踏まえ検討してまいりたいと考えております。今後、令和2年度における国の算出に係る定義が示された後、速やかにご報告してまいります。

なお、この度新設した4つの児童クラブにつきましては、この間、指定管理者や学校との間で実施した協議の内容を踏まえた運営がなされているところであり、児童の安全・安心に配慮した保育サービスが提供できているものと承知しているところでございます。

○ 以上で子育て分野を終了し、次に都市整備分野について申し上げます。

○ はじめに、特定生産緑地制度への移行に向けた取り組みについて、申し上げます。

市では都市農地の保全に向けて新たな制度が、生産緑地所有者の皆さまに十分ご理解いただけるよう、市報などに加え、特定生産緑地指定手続きに関する説明会を開催してまいりました。そして、令和元年11月には、最初に特定生産緑地の指定対象となる令和4年と5年に30年の期限を迎える生産緑地所有者の皆さまに、意向調査を含めた必要書類を送付し、指定受付を開始いたしました。

これら最初に期限を迎える方々の受付期間は、令和3年12月

28日までの約2か年となりますが、開始から4カ月となる令和2年3月末時点で、対象者330名中、151名という多くの方から意向確認書の提出をいただき、その内146名、約97パーセントの方から、すべての生産緑地を特定生産緑地へ移行する旨の指定希望をいただいております。

引き続き、多くの生産緑地所有者の皆さまに特定生産緑地制度へ移行いただけますよう、丁寧な周知に努めるとともに、指定に向けた手続きを進めてまいります。

- 続きまして、次に、みどりの基本計画の改定について申し上げます。

令和元年度に進めてまいりました、検討の基礎データとなる緑被・緑地の現況調査の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

市の緑被率は、平成20年の31.8パーセントから、5.5ポイント減の26.3パーセントとなり、残念ながら現行計画で掲げた緑被率の維持という目標には至りませんでした。

しかしながら、この間、北山公園や多摩湖緑地、淵の森緑地の公有地化を積極的に進めたほか、緑地保護区域の所有者への固定資産税・都市計画税の減免による負担軽減や生垣造成の補助の拡充など、みどりを守るために様々な取組みを進めてきており、それらは、緑被率の維持に一定の効果があったものと考えております。

令和2年度につきましては、現況調査の結果などにより、平成29年の都市緑地法等の改正により、従来の「新たな公園・緑地等の創出」から「既存ストックの保全・活用や維持管理」へと方

向転換がなされたことも踏まえ、検討を進めてまいります。

将来にわたって、残された貴重な自然や風景を大切にし、市内の緑を残していくためには、市民の皆さまが緑のあるライフスタイルを楽しむことができるまち、となることが重要と考えております。引き続き、緑化審議会での議論をはじめ、様々な方からのご意見をいただき改訂作業を進めてまいります。

○ 以上で都市整備分野を終了し、次に教育分野について申し上げます。

○ はじめに、「G I G Aスクール構想」について申し上げます。

ご案内のように「G I G Aスクール構想」は、学校における高速大容量ネットワーク環境を整備し、児童・生徒1人1台の端末を配備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、一人一人に応じて個別最適化された教育ができる環境を、学校においてハード・ソフト両面で構築するものであります。

次代を担う子どもたちの学びにとって、I C T はマストアイテムであり、教科書や鉛筆、ノート等の文房具と同様に教育現場にとっても必要不可欠なものとなりつつあります。そうした中、子ども達誰もが端末を持ち、ネットワークにアクセスすることで豊かな学びを得られる環境を学校に整備していくことは、「S o c i e t y 5 . 0」を目指す東村山市にとりましては最重要な施策の一つであると位置づけ、本年度から学校のネットワーク環境を整備し、段階的に児童・生徒に端末を配備することを柱に「G I G Aスクール構想」の具現化に向け事業をスタートさせたところであ

ります。

今般の学校休校中では、先生の電話連絡や家庭訪問等による丁寧な指導の下、子ども達は家庭で教科書やドリル、プリント等を活用し学習課題に取り組み、ICT機器の配備が十分になされていない状況の中でも、多くの教育成果を挙げたと伺っております。

更にICT機器が十分に配備されれば、誰一人取り残すことなく、一人一人に応じた学習がさらに充実するとともに、子どもたちの不安や悩みにも先生方はよりきめ細やかに対応することも可能になるものと考えております。

今後、第二波、第三波に備えるためにも、先に申しあげましたようにまずは自宅にネットワーク環境が整っていない児童・生徒用にWiFiルーターや端末を確保するとともに、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちに豊かな学びを保証できる環境を目指してまいります。

そのため、今後数年間で児童・生徒に端末を配備する計画を前倒し、国都の補助金や竹花貴騎様のご寄附も最大限活用させていただき、本年度中に1人1台の端末配備を実現できるよう教育委員会と一丸となって取り組んでまいります。

○ 次に、下宅部遺跡国重要文化財指定について申し上げます。

市では、現在、東京都指定有形文化財である「下宅部遺跡出土品」が、市内にある国宝建造物の正福寺「地蔵堂」、および国

指定重要文化財の徳蔵寺「元弘の板碑」に次いで、市内3つ目の国指定重要文化財となるよう、平成23年より本市の実施計画事業に位置付け、下宅部遺跡に特化した特別展示や小学校5・6年生を対象とした「子ども縄文塾」を実施する一方、考古学講演会や講座等を積極的に行い、平成26年には国重要文化財の候補である「国重要考古資料」に選定されました。

さらに平成30年度からは、市職員を対象とした下宅部遺跡の内容を中心とした「東村山の文化財とその歴史に関する研修会」を実施し、市内外や庁内による両面から国重要文化財指定に向けた取り組みを推進してまいりました。

そのような中、去る3月19日、文化庁の文化審議会が開催され、同審議会の審議・議決を経て、令和2年度の国宝4件及び国重要文化財37件の指定が決定し、当市の下宅部遺跡からの出土品が国の重要文化財に指定される事が決定いたしました。

本指定に伴い、今後、市といたしましても指定展示会や指定資料の保存、展示や保存拠点となる施設整備等の実施を検討してまいりたいと考えております。

なお、国重要文化財の指定は、令和2年7月から9月頃に予定されてございます。

○ 続きまして、図書館、公民館関係について申し上げます。

はじめに、図書館でございますが、6月2日より各図書館で予

約資料の貸出と予約受付を再開し、6月9日からは中央図書館の読書室など一部フロアを制限して開館する予定で準備をすすめているところでございます。

次に、中央公民館屋上防水・外壁改修工事について申し上げます。

中央公民館は、昭和55年10月に開館し、本年10月に開館40周年を迎えますが、屋上防水や外壁の劣化に伴いまして、特に4階の第2音楽室、レクリエーションルームにおきまして、雨漏りの発生が顕著になってきております。

このことから、本年11月に実施される市民文化祭の終了を待ってから工事用足場の設置を開始し、令和2年度内の工事完了を目指すべく、現在、9月の工事契約に向けた手続きを進めているところでございます。

工事は、開館した状態での「いながら工事」を予定していることから、工事用足場の設置に伴う駐車・駐輪スペースの減少や、工事に伴う騒音・振動の発生など、利用者の皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、利用者の通行の動線に十分留意し、交通誘導員の適正配置や落下防止対策等、安全確保に万全を期した施工に努めてまいります。

なお、利用者の皆さまには、8月15日から11月分の各部屋の公共施設予約システムによる抽選予約期間がはじまることから、本来であれば8月上旬には説明会等を開催したいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、ホームページ等を通じてご周知させていただきたいと考えております。

- 続きまして、市立小・中学校におけるブロック塀改修工事の完了について申し上げます。

令和元年市議会12月定例会にて、東村山第四中学校の入札不調による再入札の準備を進める旨のご報告をいたしました。無事に事業者が決定したことにより、対象となる小学校10校・中学校5校について、既存ブロック塀を解体し、新たに鉄筋コンクリート壁及びフェンスの設置等によりまして、令和2年3月をもって全ての工事を終えることができました。

この間、児童・生徒、保護者をはじめ地域の皆さまにはご心配をおかけいたしました。工事完了により安全な教育環境の整備に寄与できたものと認識しております。

- 以上で教育分野を終了いたします。

- 最後に、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、「東村山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」をはじめ、議案26件、報告5件、諮問3件をご送付申し上げます。

いずれにつきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 以上、令和2年市議会6月定例会にあたりまして、当面いたします諸課題の何点かにつきまして申し上げ、所信の一端を述べてまいりました。

- さきほども申し上げましたが、去る3月29日、本市出身のお笑い界のスーパースター志村けんさんが新型コロナウイルスによる肺炎のためご逝去されました。改めて哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈り申し上げます。

志村さんがご逝去されてから、市の内外から数多くの方に東村山駅東口にあります「志村けんの木」を訪れていただきました。

ご逝去が報道された3月30日に東村山駅利用者の方や通行や交通安全の確保のため、臨時的に献花台を設け、皆さまのお志をお受けいたしました。志村さんの命を奪った新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、初七日に当たる4月5日をもって献花台につきましては撤去させていただきました。

しかしながら、その間、市への来訪を自粛していただいた方をはじめとした多くの方のお気持ちに何らかの形でお応えできればと、4月6日から市のホームページ上で、志村さんへのメッセージを、ご逝去から四十九日となる5月16日まで募らせていただきました。多くの皆さまから、2万2千336件というメッセージを頂戴し、5月20日にはご遺族である志村知之氏へお渡しさせていただくとともに、市に寄せられた「名誉市民に」とのお声や、「モニュメントを作成してほしい」などのお声をお伝えさせていただきました。

ご遺族もメッセージの多さに驚かれていたと同時に、非常に喜ばれておりましたが、ご逝去されてから献花台に全国から多くの方が訪れたこと、そしてその後も多数のメッセージが寄せられたことに、あらためてすごい存在だと感じさせていただきました。

未だに「東村山と言えば志村けんさん、志村けんさんと言えば

東村山」と言われるほど、私たちは深い絆で結ばれているといっても過言ではなく、東村山市民にとっては「東村山音頭」によって一躍東村山の存在を全国区に押し上げてくれた、まさに恩人です。

志村けんさんのこれまでの比類ないご功績に対し、市として最大限の敬意と謝意を表すべく、ご遺族や所属事務所様のご意向を踏まえまして、今後検討させていただきたいと考えております。

- あらためて、議員各位、並びに、市民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、また、提案いたします諸案件のご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の発言を終わります。